

第3回 総務民生文教委員会

令和6年3月7日(木)	開会 8時54分
5階 第1委員会室	閉会 11時48分

午前8時54分 開会

○委員長（柴田幸一郎君）

おはようございます。定刻より少し早いのですが、皆様お集まりですので、これより始めさせていただきます。

本日は、議案が13件と、閉会中の継続審査申出書とテーマについて、全部で15件あります。たくさんありますので、スムーズな進行に努めたいと思っております。皆様のご協力もよろしくお願いいたします。

傍聴の申出があったため、これを許可させていただきます。

令和6年第3回総務民生文教委員会を開会いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

本日の委員会は、部を単位とする3部入替え制とし、条例案件について、入替え単位ごとに議案番号順に質疑・討論・採決を行いますので、あらかじめお願いいたします。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等における執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、議第3号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いませんので、お願いいたします。

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

おはようございます。議第3号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案集の1ページ、議案資料1ページをお願いいたします。

本条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法の別表第2が削除されるため、同表を引用している条文を整備するための所要の改正を行うものとなっております。

議案資料の新旧対照表をお願いいたします。

用語の定義をしている第2条に、新たに第6号及び第7号を追加します。第6号では、「特定個人番号利用事務」を、法第19条第8号において規定する特定個人番号利用事務と定義し、第7号では、「利用特定個人情報」を、法第19条第8号において規定する利用特定個人情報と定義いたします。

続いて、第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めます。

議案集の2ページをお願いいたします。

附則におきまして、条例施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日と定めます。

以上、議第3号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

この個人番号っていうのは、マイナンバーのことだと思うけども、その今の特定、そして、利用事務っていう、何かその特定の利用の事務のことしか使っちゃいかんという解釈やと思うけど、この特定の利用事務っていうのは具体的にはどういう形を示してるか。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

この特定というのは、総務省で運用しております情報提供ネットワークシステムを使用して、特定の個人情報の照会の提供を行う事務という形になっております。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

今回の法別表第2が削除されたということで、その別表第2を見ると、ものすごい長いものにな

ってるんですけど、それが簡単に「特定個人番号利用事務」、あるいは、「特定個人情報」だけで済むようになったというだけのことですよ。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

その別表というのは、それぞれ所管の省庁名で規定されております。それを全てここに入れることができませんので、今回その省庁で規定されている事務については、この文言に見直すという形で定義をするという形になっております。

○委員長（柴田幸一郎君）

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

市町村に関わる部分だけを取り出したって意味でよろしいですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

この文言については、市町村に関するところではなくて、国が使用するところについてもこの中に含まれております。

○6番（小木曾光佐子君）

はい、分かりました。

○委員長（柴田幸一郎君）

7番 辻 正之君。

○7番（辻 正之君）

（7）の中ですが、「利用特定個人情報」と書かれてますけれども、（6）は「特定個人番号利用事務」になってまして、この利用というのが後に来てるんですけども、これは前に持ってこられた意味は何かありますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

これにつきましては、法律第19条8号に設定されておる文言ですので、それに従ったということになります。

○7番（辻 正之君）

分かりました。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第3号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第3号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第4号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

それでは、議第4号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明させていただきます。

議案集の3ページ、議案資料の2ページをお願いいたします。

本条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の公布に伴い、地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれに対応するための所要の改正を行うものでございます。

議案資料の新旧対照表をお願いいたします。

第1条中、地方自治法の「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。

続いて、第2条中、地方自治法施行令の「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めます。

議案集の3ページをお願いいたします。

附則におきまして、施行日を令和6年4月1日と定めます。

以上、議第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第4号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第4号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第5号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いませんので、お願いいたします。

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

おはようございます。それでは、議第5号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集4ページ、議案資料3ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例改正の概要についてご説明いたします。

令和5年5月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布によりまして、パートタイム会計年度任用職員につきまして、勤勉手当の支給が可能となったこと、また、地方自治法上、勤勉手当が支給可能であるにも関わらず、総務省の助言により今まで支給しないことを基本としてきておりま

したフルタイム会計年度任用職員につきましても、今回の法改正に合わせて勤勉手当を「適切に支給すべきである」という運用が示されたことから、全ての会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条におきまして、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員に対しまして、支給可能な給与の項目に「勤勉手当」を加えます。

続きまして、第12条におきまして、フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当の総額に乗ずる割合を、暫定再任用職員と同水準の「100分の68.75」とします。

第12条の次に「第12条の2」を追加いたしまして、同条においてフルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について規定します。

フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の額の総額の上限を、当該職員の勤勉手当基礎額に「100分の48.75」を乗じて得た額の総額といたします。

続きまして、第22条において、パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額に乗ずる割合を、暫定再任用職員と同水準の「100分の68.75」とします。

第22条の次に「第22条の2」を追加いたしまして、同条においてパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について規定します。

パートタイム会計年度任用職員もフルタイム会計年度任用職員と同様に、勤勉手当の額の総額の上限を当該職員の勤勉手当基礎額に「100分の48.75」を乗じて得た額を総額といたします。

議案集の5ページをお願いいたします。

附則第1項において、本条例の施行日を令和6年4月1日といたします。

第2項におきまして、「瑞浪市職員の育児休業条例等に関する条例」第7条第2項に規定する育児休業中の職員のうち、勤勉手当支給対象者にパートタイム会計年度任用職員を加えるため、パートタイム会計年度任用職員を支給対象から除くとした括弧内の文言を削除いたします。

なお、第7条中の法律名を含む文言を削除したことによりまして、第9条中の法律名の後に法律番号を追加するものでございます。

以上で、議第5号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

基本的なところで、勤勉手当の適用要件をちょっと教えてほしいんですけども。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

勤勉手当の支給要件につきましては、現在の期末手当の支給対象としての職員と同様に、週に20時間以上勤務、それから、報酬月額が8万8,000円以上で、雇用期間が2カ月以上。その3つの条件を全て満たしている職員を対象とします。

以上です。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

基本的に会計年度任用職員っていうと、4月1日からの勤務かと思えますけども、そうしますと、勤勉手当が支給される6月1日の時点で2カ月ぐらいしか来てないですね。その場合、その算定の基準というか、額は変動する。普通の職員さんより変わってきますよね。どういうふうに変わりますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

会計年度任用職員は基本的には任期は1年なんですけれども、新たに4月1日から雇用された方については、当然、6月の支給というのは、その前後2カ月分の支給になりますけれども、前年度、例えば、令和5年度ずっと一年間働かれています、更新がかかって、次の年も働かれる場合の6月ににつきましては、継続ということで6カ月分、要は前年度も入った状態で6カ月の勤務に対して評価をさせていただいた上で支給するということになっておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

今、説明で分かりましたが、そうしますと、今度4月1日から改正になると思うんですけども、今、会計年度任用職員で見えて、6月1日時点の勤務がある方は、6カ月分いただけるという認識ですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

おっしゃるとおりです。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

そうしますと、今度、逆に言うと、今、勤務していらっしゃる方で、4月1日に変わるんですけ

ども、6月1日まで。だから、4月の時点で辞められてしまうと、もうその期間勤務したことに対しての賞与というのは出ないということでもいいわけですね。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

この改正において、市内で会計年度任用職員さんが結構見えると思うんですけども、どれぐらい歳出が増加するかっていう見込みってというのは分かりますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

大体、今年度の今、雇用させていただいている会計年度任用職員さんが、大体350名程度見えます。そのうち、大体6割弱の方が支給対象となるんですが、このままの率で支給をさせていただくということになると、大体2,700万円ぐらいが多くなってきます。

ただ、昨年10月の最低賃金引上げもありましたので、また、令和6年4月から単価を若干引き上げる予定にしておりますので、2,700万円からちょっと乗ってくるんじゃないかなというふうには想定しております。

以上です。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第5号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第5号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第36号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

それでは、議第36号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

追加の議案集1ページ、追加の議案資料1ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例改正の概要について説明させていただきます。

「人事院規則9-30」第19条第1項におきまして、異常な自然現象や大規模な事故により発生し、または発生する恐れのある重大な災害に係る応急作業に従事した国家公務員に対しまして、「災害応急作業等手当」を支給する旨が規定されております。

本年1月に発生いたしました「令和6年能登半島地震」におきましても被災した自治体の復旧支援にあたり、本市を含む多くの地方公共団体の職員も避難所運営等の業務や住家被害調査など多くの現場業務に従事しております。

令和6年1月19日付総務省通知によりまして、「地方公共団体の職員が被災現場に従事する避難所運営等業務などの現場業務につきましても災害応急作業等手当の支給対象作業に該当し得ることに留意の上、適切に取り扱いさせたい」という見解が示されたことから、当該手当の支給に係る所要の改正を行うものでございます。

それでは、追加の議案資料1ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条関係の別表に規定します手当の種類に、「災害応急作業等派遣手当」を新たに追加いたしまして、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、本市の区域以外の地域へ派遣されて、災害応急作業等に従事した職員に対しまして、1日当たり1,080円を上限して支給するものといたします。

追加の議案書1ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例の施行日を公布の日とし、改正後の本条例の規定につきましては、令和6年1月1日に遡って適用するものとします。

以上で、議案第36号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

1,080円を上限っていうふうに言われましたけれど、これは作業内容によって金額が違うということなんですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

あくまでもこの第2条ですけれども、上限を定める表になっております。それで、規則側で実際に支給する額を規定させていただくんですけれども、一応、これも1,080円というふうで規定をする予定でございます。

また、今、議員がおっしゃった、作業によって区別があるかということでございますけれども、現行いろんな形でいろんな職員が行っておりますが、いわゆる応急手当というくくりの中では、作業によってその支給金額を区別するということは考えておりませんので、一律ということで。

○6番（小木曾光佐子君）

はい、分かりました。

○委員長（柴田幸一郎君）

7番 辻 正之君。

○7番（辻 正之君）

そこの1,080円のところですが、日額ということですが、例えば、これは時間がある。8時間でなくても、1時間でも同じということでしょうか。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

おっしゃるとおり、1日単位ということなので、とは思いますが、現実的に1日に1時間しか従事しないということはちょっと想定はしておりません。あくまでも1日単位ということです。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

この1,080円っていうのは、独自のものなのか、ある程度、国から来るとか、近隣市のというようなことのわけか。その算定状況が。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

先ほど、概要のところの説明させていただきましたけれども、人事院規則に記載、掲載というか、国のほうで運用しているのが1,080円ということで、それに倣っております。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

これは特殊手当もついた上で、これをつくというようなイメージなわけやね。

要は、派遣手当がついたら、特殊手当はつかないということやなくて、併せ持って、特殊手当もつくけども、この派遣手当もつくと。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

派遣されたら、まずこの手当が1日当たりつきます。当然、従事した時間が我は通常8時半から17時15分までなので、それが勤務の時間であれば1日、この手当が一日分しかつきませんし、例えば、深夜に当たるような場合に従事した場合は、時間外手当と、こちらの1,080円というのは併給は可能だというふうに考えておりますが、あくまでもこれは派遣して1日、応急作業手当に従事した場合に、1日当たり1,080円ということでございます。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

この変える前の、旧のほうの特殊手当っていうのは、何かが今まであったときには出とったわけのように思うわけやけども、それは今度はこれに変わったらなくなるということか。

○委員長（柴田幸一郎君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

従来、この改正前には、実際に被災地に派遣されて応急手当に当たった場合についても、そういったものはありませんで、ここに特殊勤務手当で従来規定されておるのが、清掃作業ですとか、獣医師の方が家畜の診療に当たった場合ですとか、消防の方が出動したとか、特殊勤務手当ということで、特に犬猫が道路でひかれて、そういったものを処分するときにお支払いをしていたものですので、この特殊手当というものにつきましては、今回の出動には支給されずに、新たに今回、改正したものが1,080円払われる。

なので、重複して支給されるものではありません。

○3番（熊谷隆男君）

ものではない。

○秘書課長（加納宏樹君）

はい。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第36号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第36号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第6号 瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いませんので、お願いいたします。

監査委員事務局長 足立寛聡君。

○監査委員事務局長（足立寛聡君）

おはようございます。それでは、議第6号 瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案資料の6ページをご覧ください。

本改正は、令和5年5月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、本条例において引用する条項の条ずれに対応するための所要の改正を行うものです。

では、議案資料6ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものです。

第4条は、請求または要求による監査の種類を規定した条文で、このうち「自治体の長の求めに基づく職員の賠償責任に関する監査」の根拠法令である地方自治法第243条の2の2第3項が、地方自治法の改正により条ずれが発生したため、「第243条の2の8第3項」に改めるものです。

附則について説明いたします。

議案集 7 ページをご覧ください。

本条例の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日といたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第 6 号 瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に執行部の入替えを行ってください。

休憩時間は、入替え時間のみといたします。よろしくお願いいたします。

午前 9 時 27 分 休憩

午前 9 時 29 分 再開

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いませんので、お願いいたします。

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

それでは、議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の8ページ、議案資料の7ページをお願いします。

今回の改正は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことによる改正です。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中では、特定教育・保育施設等の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことと改めております。

第53条第2項第2号中、書面等の交付・提出について、「磁気ディスクやCD-ROM」など媒体の種類を限定しないことに対応するため、「電磁的記録媒体」と改めております。

議案集8ページをお願いします。

附則において、この条例の施行日を令和6年4月1日としております。

以上、議第7号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 辻 正之君。

○7番（辻 正之君）

電磁的記録媒体についてお聞きしたいと思いますけれども、今ここに、前は磁気ディスクとか、CD-ROMということが書かれておるわけですが、こういったものはまず壊れることがほぼ少ないのですけれども、例えば、電磁的記録媒体って、ハードディスクとかそういうものと、破損すると中のデータをなかなか戻すのは難しいんじゃないかと思うんですが、そういう点はどのように考えてみえるかお聞きします。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

基本的には、情報通信技術っていうのは進んでおりますので、今回、その個体を限定せずに、電磁的記録媒体ということにして出しておるとい形になります。破損するようなものに関しては、電磁ディスクとか、CD-ROMみたいなものに入れ直すとかっていうことは保育園等で行いますので、その辺は大丈夫かと思っております。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

確認ですけど、この電磁記録媒体の保存ですけども、保存義務ってこれ何年でしたか。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

基本5年という形になります。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

あと、物がなくても、ただ、サーバー上とかネット上みたいなのところも可能になるんですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

今回はそこまで可能にはなっておりませんが、個人情報的なものは、きちんと電磁的なところと、書面で残しておくという形になっております。

○5番（樋田翔太君）

分かりました。

○委員長（柴田幸一郎君）

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

第23条ですけど、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供する」というふうになってるんですけど、今までは書面の提示だけだったので、これが公衆に見られるようにするっていう意味ってなんでですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

運営規定等を皆さんに広く知っていただくということが必要であるということで、国も考え、今回、インターネット上に、うちも公立園はホームページ上に掲載するというのを4月1日から行う予定にしておりまして、そういう形で広く皆さんに知っていただく、住民の方にも知っていただ

くということになります。

○委員長（柴田幸一郎君）

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

この改正によって事務事業等の煩雑化というか、現場ではどのように変わってくるのか。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

基本的には重要事項は作っておりますので、それを掲載するという形だけになりますので、毎年ちょっと変更するところ、園長の名前が変わるとか、そういうことはありますので、変更のところはありますが、それほど大きく事務事業が増えるということはありません。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第7号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第8号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いません。

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

それでは、議第8号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の9ページ、議案資料の9ページをお願いします。

今回の改正は、第9期瑞浪市介護保険事業計画の策定並びに「介護保険法施行令」、「介護保険法施行規則」の改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者が負担する介護保険料に係る介護保険料率等を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いします。

第2条では、保険料率の適用期間を「令和3年度から令和5年度まで」とあるものの、第9期介護保険事業計画期間である「令和6年度から令和8年度まで」に改めます。

また、介護保険法施行令「第39条」を「第38条」に改めるものは、所得段階区分について、国の示す標準乗率を採用したことで、引用条文を改めるものでございます。

今回の改正において、第1号被保険者の所得段階区分について、現行の10段階から標準所得段階である13段階に多段階化し、第1段階から第3段階までにかかる低所得者層の方の乗率を引き下げると共に、第10段階から第13段階までにかかる乗率を引き上げます。

第1号被保険者の各段階別の保険料率については、本条第1項各号に定め、第1号では介護保険法施行令第38条第1項1号に掲げるものとして、第1段階の介護保険料について、「3万540円」から「2万9,484円」に改めます。

以後、同様に、第2号は「4万4,388円」、第3号は「4万4,712円」、第4号は「5万8,320円」、そして、第5号において保険料基準額の第5段階の保険料として「6万4,800円」に、第6号は「7万7,760円」に、第7号は「8万4,240円」に、第8号は「9万7,200円」に、第9号は「11万160円」に、第10号は「12万3,120円」に改めます。

そして、今回新設された保険料所得段階の第11段階から第13段階について、第11号は、第11段階の保険料を「13万6,080円」に、第12号は、第12段階の保険料を「14万9,040円」に、第13号では、第13段階の保険料を「15万5,520円」とします。

なお、今回、国の標準所得段階を採用したことにより、第9段階と第10段階の境となる基準所得金額は「400万円」から「420万円」になります。

続きまして、10ページ、第2条第2項では、第1号保険料の低所得者軽減に係る見直しにより、前項第1号に掲げる減額賦課について、第1段階の保険料を「1万8,470円」に、第3項では、第2段階の保険料「4万4,388円」を「3万1,430円」に、第4項では、第3段階の保険料「4万4,712円」を「4万4,390円」に読み替え改めます。

11ページ、第4条第3項中の介護保険法施行令「第39条」を「第38条」に改めるものは、第2条と同様に、所得段階区分について引用条文を改正するものです。

議案集をお願いします。

10ページ、附則の第1項では、施行期日を令和6年4月1日として定め、第2項において、保険料適用の経過措置を定めております。

以上、議第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

この改正によって随分上がる人のほうが多くなるのかなという気がするんやけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

保険料基準額が、現在5,090円のもの5,400円になりますので、全段階において引上げはありませんが、低所得者の方につきましては、できるだけ下がるような形で税金のほうも、公費の投入と標準料率の引下げというところが行われてまして、その分については11段階以上の方の標準料率を引き上げることで補填されるということと、急激な介護保険料の引上げを抑制するために、基金を投入して引き下げるような形で保険料を継続しています。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほかありませんか。

2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

これ前のときには十段階までしかなかったわけですが、10段階のときには、10段階の人がどれぐらいあって、これを改正すると、11、12、13の段階の人の人数が大体決まってくると思うんですよ。これはどんなもんなんですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

令和6年度ベースで、第10段階以上の方は366人ということで予定しております。

○委員長（柴田幸一郎君）

2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

11、12、13はどうなったんですか。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

各段階でよろしいですか。

○2番（成瀬徳夫君）

はい。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

見える化システムという将来設計総括表より試算したところ、第11段階が77名、第12段階が37名、第13段階が127名ということで見込んでおります。

○2番（成瀬徳夫君）

ありがとうございます。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほかは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第8号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第8号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第37号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

議第37号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

追加議案集の2ページ、追加議案資料の2ページをお願いします。

それでは、追加議案資料の新旧対照表に沿ってご説明いたします。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めた厚生労働省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の改正に伴って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を初めとする9つの地域密着型サービスについて、市が定めるべき基準の改正を行うものです。

地域密着型サービスは、原則として瑞浪市に住民票を有する高齢者等が利用できるサービスで、本条例中、本市では4つのサービスが該当し、定員18名以下のデイサービスになります「指定地域密着型通所介護」が6事業所、「指定小規模多機能型居宅介護」が1事業所、「指定認知症対応型共同生活介護」が6事業所、こちらはグループホームになります。そして、定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームになります「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が1施設あります。

複数のサービスで同一の改正がありますので、同一の改正条項につきましては、最初にご説明させていただくサービスの際に一括してご説明いたします。

また、引用条文の変更、文言の訂正などにつきましては、省略させていただきます。

それでは、追加議案資料の新旧対照表をお願いします。

第6条第5項は、「指定介護療養型医療施設」の廃止に伴い、条文から削除するものです。当該施設の廃止に伴う改正につきましては、5ページから23ページにかけての「指定夜間対応型訪問介護」、「指定認知症対応型通所介護」、「指定小規模多機能型居宅介護」、「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」、「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「指定看護小規模多機能型居宅介護」の規定においても同様に削除します。

また、9ページ、「共用型指定認知症対応型通所介護」につきましては、同施設廃止に伴い条文を整理しております。

続きまして、2ページから3ページにかけての第7条では、「同一敷地内にある」を削除し、管理者の常駐専任要件を緩和し、改めるものです。

同条例中の全てのサービスにおいて、管理者要件を緩和しております。

3ページ、第9条第2項第2号及び25ページ、第203条第1項は、記録媒体に係る規定を見直し、改めるものです。第9条の規定を準用することにより、本条例中の全サービスにおいて適用されません。

続きまして、4ページにかけて、第24条第8号では、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の具体的取扱い方針の中で、サービスの提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束等を禁止するものとし、同条第9号においては、身体的拘束等を行った場合は、緊急やむを得ない理由等について記録することを義務づけるものです。

第42条第2項第5号「記録の整備」の中でも、身体的拘束を行った際の記録の整備について義務化することを追加しております。これは5ページから10ページにかけての「指定夜間対応型訪問介護」、「指定地域密着型通所介護」、「指定療養通所介護」、「指定認知症対応型通所介護」につ

いても同様の改正をしております。

また、準用規定により「共生型地域密着型通所介護」についても同様に適用されます。

4ページ、第34条第3項では、重要事項については、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務づけるものです。以降、本条例中の全サービスの規定において、この規定を準用しております。

12ページ、第92条第7号では、「指定小規模多機能型居宅介護」の具体的取扱い方針の中で、身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務づけるもの、第106条の2では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催について義務づけるものです。これは、「指定看護小規模多機能型居宅介護」の規定においても同様に改正します。

また、委員会開催の義務づけにつきましては、「指定認知症対応型共同生活介護」、「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」、「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」、「指定看護小規模多機能型居宅介護」の準用規定により同様の適用がされます。

13ページ、125条では「指定認知症対応型共同生活介護事業者」が協力医療機関を定めるにあたり、相談対応の体制整備、新興感染症発生時の対応等、必要な要件を加えるものです。

協力医療機関との連携につきましては、「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の規定においても加えております。

また、準用規定により、「ユニット型指定地域密着型老人福祉施設」にも同様に適用されております。

15ページ下段から16ページにかけて、第130条第11項では、「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」の看護職員等の員数について緩和することができる一定要件としまして、利用者の安全や介護サービスの確保、職員の負担軽減を図るための取り組み等に関することなどを定めております。

続きまして、19ページ、第165条の2第2項では、「指定地域密着型介護老人福祉施設」における緊急時の対応として、協力医療機関等の協力を得て、年1回以上見直しを行い、必要に応じ対応方法の変更を行わなければならないことを加えます。

また、準用規定により、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」にも同様に適用されません。

続きまして、22ページ、第187条第5項は、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」の管理者に対し、管理者研修等の受講を努力義務として加えます。

23ページ、第197条第1号は、「指定看護小規模多機能型居宅介護」において、利用者に対し、療養上の世話または必要な診療の補助等を適切に行うよう明確化するものです。

追加議案集の12ページをお願いします。

附則の第1項で、施行期日を令和6年4月1日と定めております。ただし、重要事項等のウェブサイトへの掲載の義務化につきましては、令和7年4月1日を施行日とします。

第2項では、今回の改正において新たに追加しました「身体的拘束等の適正化に係る義務規定」について、令和7年3月31日までの期間は努力義務とする経過措置を定めております。

また、第3項及び第4項では、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」、「協力医療機関との連携に係る事務規定」について、令和9年3月31日までの間を努力義務とする経過措置を定めております。

以上、議第37号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

議案資料の12ページのところですけれども、身体的拘束というところに関わるわけですけど、ここでするところの、検討する委員会というものがどういうものかをちょっと具体的に教えてほしいんですけれども。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

身体的拘束の責務の判定等を行うような委員会になります。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

委員会っていうのは分かる。委員会を構成するものはどういう人たちがなる。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

構成員でいいですか。

○3番（熊谷隆男君）

はい。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

構成員は特に決まってはいいんですが、虐待防止等の観点から、第三者委員会等を設置しながら、身体的拘束の適正化を図ります。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

要は、これは事業者が委員会を設置するということであるわけで、これを法で、条例で義務づけるといふところに、行政はそこは全く関係しないと。要は事業者が選定した基準も、こういう人を入れなきゃいけないとか、そういうこともなく、人数の制限もなく、2人でも3人でもいいですよということなのか、そこの規則もなく、委員会を作ればいいと、単純な話で国は言って来とるのか。

そうやなくて、ある程度は行政も関わっていくというような意味合いを持つのか、その辺のところを聞きたいわけです。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

構成員等の人数とかそういったような規定はないんですけども、第三者委員会と施設職員、利用者家族、医師等により構成されたような委員会というふうに考えております。

その中で、不適切な身体的拘束があったり、また、虐待のような案件がきましたら、市も運営指導等に出ることを考えています。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

要はそれを義務づけてやりなさいよと、委員会を作って、こうしなさいよと。これを頻繁にある程度行って、従業員にも職員にも周知しなきゃいけないという。こういうものを、条例を作っても、それをチェックするということが行政の役割でもあるかなと、条例に反してないか。そういうことってというのは考えてみえるのか、もう、やりなさいよというだけなのか。そこらのところはどうなんでしょう。部長に答えてもらってもいいけど。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

地域密着型サービスにつきましては、市に指定権限がありますので、指定の申請をされる際に、委員会の義務づけがされているものについては、そういった書面をどういった構成員でやっているかに関して、運営基準等もつけていただいておりますので、そこで確認という形になります。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部長 正木英二君。

○民生部長（正木英二君）

身体的拘束ということではないですが、虐待のような案件であれば、内部通報であったり、その本人から通知が現にあるわけですね。高齢福祉課のほうに。その場合は、県と共に通常、今でも当たり前のように行われとることです。その前の身体的拘束をどうするかということが、今回定めておるといふことであろうと思います。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

内部告発、通報であるなり何なりということが、うまく機能しないというか、それでは保全できないので、しっかりと規則作りをやりましょうよということやと思うわけですね。だから、ある程度定期的に開きなさいよと。

ただ、この委員会にも決まりがないとしたとしても、こういう人を入れなさいっていう基準がないにしても、市はやっぱりどういう人が委員会を構成してるかっていうところはチェックしなければ、例えば、僕のおじさんとこちらの親戚とってやるかも分からないでしょ。

だから、やっぱりそここのところはチェックを要するんじゃないかなと。それを課すとすれば。そういうところまでいかないと条例の、何て言うのか、文面に従うだけのことで、実施につながってないというようなことを想定すると、仕事量が増えちゃうねんけども、やっぱりそこは必要じゃないかなと。せっかく作ってもってということで、何か意見があれば言ってもらえばいいけども。

○委員長（柴田幸一郎君）

民生部長 正木英二君。

○民生部長（正木英二君）

これ条例でして、やはりそこら辺が必要であれば規則なり要綱なりを定めて、更に運用しやすいような方法は、通常のほかの条例であってもありますので、ちょっとそのあたりは今後、考えていかないかところであるかもしれません。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

あと、地域密着型サービスの事業所については、グループホームのようなものについては2カ月に1回、運営推進会議を行うことになっておまして、その際に施設からの報告を受けて、情報共有をさせていただいて、身体的拘束等を行ったかどうかということも、市でも把握ができるような形にはなっております。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

それこそ僕は認知症の方を多く見かけるところで言うと、身体的拘束ってね、全く駄目だっていうことって、つらい部分もあると思うんですよ。そういう意味で言うと、どちらを守ろうということと言うわけではないですけども、適正に行われることのチェックという意味合いがこの条例にはあるんやと僕は思うので、法を作って魂入れずじゃあかんので、やっぱりそここのところは、さっき民生部長に答弁いただきましたけども、今後、考えていただかないと、高齢者になってくると非常に困ってみえる家庭の方が多いので、そういう面ではお願いしますという話なんですけどね。

以上です。

○委員長（柴田幸一郎君）

質疑ではないですね。

○3番（熊谷隆男君）

はい。

○委員長（柴田幸一郎君）

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

さっきから出てるように身体的拘束とかそういったことが適正に行われるようにというふうに条例が変えられたと思うんですけど、その中で、管理者の常駐専任要件が緩和されると、そういうところが今度見過ごされてくるんじゃないかと思うんです。何か相反する条例の変更になってるんじゃないかなという感じがしたんですけど。

同一敷地内じゃないところでも指示ができるとなると、管理者って結構忙しくなってしまうって、管理ができないんじゃないですかね、これは。反対に。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

全ての施設に対して、同一敷地内の、緩和はされておりますが、全て勤務が可能なことにしているわけではなくて、やはり支障がないような場合であるとか、そういった管理者の責務において利用者のサービス提供のために適時、対応ができるような場合のみ、「同一敷地内にある」の規定を削除するという形です。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第37号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第37号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第38号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

それでは、議第38号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

追加議案集の14ページ、追加議案資料の26ページをお願いします。

今回の改正は、議第37号の改正と同様の理由により、地域密着型介護予防サービスの事業に関し、市が定めるべき基準の改正を行うものです。

主な改正の内容は、管理者の常駐専任要件の緩和、身体的拘束等の適正化等に係る規定の追加、記録媒体に係る規定の見直しなどについて改正するものです。

地域密着型介護予防サービスは、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」の3つのサービスになります。原則として、このサービスを受けられるのは市内に住民票がある方に限られます。

本市には、「小規模多機能型居宅介護」1事業所、「介護予防認知症対応型共同生活介護」いわゆるグループホームになりますが、6事業所あります。

複数のサービスで同一の改正がありますので、同一の改正条項につきましては、最初にご説明させていただくサービスの際に一括してご説明いたします。

また、引用条文の変更、文言の訂正などについては、省略させていただきます。

それでは、追加議案資料の新旧対照表をお願いします。

第6条では、「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」の管理者について、「同一敷地内にある」を削除し、管理者がその責務を果たせる場合の常駐専任要件を緩和するものです。

27ページから32ページにかけての「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」、各事業者及び第79条の「共同生活住居」の管理者の規定においても、管理者の専任要件を緩和し、改めます。

26ページから27ページにかけて、第9条第2項は、「指定介護療養型医療施設」の廃止に伴い、条文から削除するものです。

29ページ、第44条第6項の表においても同様に削除します。

27ページ、第11条第2項第2号及び34ページ、第91条第1項は、記録媒体の規制の見直しにより改定するものです。以降、全てのサービスの規定において、この規定を準用します。

28ページ、第32条第3項は、重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載し、公表することを義務づけるものです。以降、全てのサービスにおいてこの規定を準用します。

第40条第2項第3号は、「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」が、緊急時やむを得ない場合に身体的拘束等を行った場合において、その態様及び時間等について記録を整備しておくことを義務づけるものです。

第42条の「具体的取扱い方針」の中でも、第10号において「身体的拘束等の禁止」、第11号で「やむを得ず身体的拘束を行った場合の記録」について義務づける条項を追加しています。

30ページから31ページにかけて、第53条第3項は、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」の提供にあたり、身体的拘束等の適正化を図るための措置として、委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施を義務づけることを加えます。

同じく31ページ、第63条の2は、利用者の安全等を検討するための委員会の設置に係る規定を加えるものです。この規定は、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」について準用します。

32ページ、第83条では、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」の事業者が「利用者の急変時の対応」や「新興感染症発生時の対応」など、協力医療機関等との連携体制の構築に係る規定を設けるものです。

追加議案集18ページをお願いします

附則の第1項で、施行期日を令和6年4月1日と定めております。

ただし、重要事項等のウェブサイトへの掲載の義務化については、令和7年4月1日を施行日とします。

第2項では、今回の改正において新たに追加しました「身体的拘束等の適正化の規定」について、令和7年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を定めております。

また、第3項において「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定」について、令和9年3月31日までは努力義務とする経過措置を定めております。

以上、議第38号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第38号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第38号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第39号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

それでは、議第39号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

追加議案集の20ページ、追加議案資料の35ページをお願いします。

今回の改正は、議第37号の改定と同様の理由により、市が定めるべき基準の改正を行うものです。

主な改正の内容は、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の従業者及び管理者の設置、交通費の受領、モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用、管理者の常駐専任要件の緩和等を行うための所要の改正です。

「地域包括支援センター」及び「介護予防支援事業者」の指定を受けた「居宅介護支援事業所」が該当します。

それでは、追加議案資料の新旧対照表をお願いします。

指定居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行うことが可能になったことに伴い、第3条第2項では、居宅介護支援事業者が介護予防支援を行う場合における従業員数について、第4条第3項では、管理者における取扱いについて追加するものです。

36ページ、第5条第3項は、利用者に係る担当職員の定義について追加するものです。

37ページにかけて、第4項及び40ページ、第34条第1項は、記録媒体等の見直しにより条文を改めるものです。

37ページ、第11条では、実施地域以外の利用者に対して、利用者等に説明し同意を得ることで、介護予防サービス費に係る利用料に加え、当該サービスに要した交通費の受領について可能とすることを追加します。

38ページ、第22条第3項は、重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載し、公表することを義務づけるものです。

第29条第2項第3号は、緊急時やむを得ない場合において、身体的拘束等を行った場合、その態様及び時間等について記録を整備していくことを義務づけるものです。

第31条第2号の2は、指定介護予防支援の具体的取扱い方針の中で、サービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、第31条第2号の3において、緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行った場合には、その態様等について記録を整備することを義務づけています。

39ページ、同条第16号では、利用者の同意を得るなど一定条件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能としています。

40ページ、同条第29号では、介護予防サービス計画の実施状況の点検等に関し、市から求めがあった場合において、情報提供することを追加します。

追加議案集23ページをお願いします。

附則において、施行期日を令和6年4月1日と定めております。

ただし、重要事項等のウェブサイトへの掲載の義務化については、令和7年4月1日を施行日とします。

以上、議第39号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

37ページ、第11条ですが、交通費の支払いですが、実施地域以外の地域ってというのはどこを指すんですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

例えば、市外の利用者に対してケアプラン作成とか、そういったことを行った場合に、交通費を

徴収することもあります。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかに。

7番 辻 正之君。

○7番（辻 正之君）

38ページの身体的拘束のところでお伺いしたいと思います、この身体的拘束を行ったときの態様とか時間ていうのが書かれていますけれども、この身体的拘束はどの範囲を示しているのか教えてくださいたいです。

○委員長（柴田幸一郎君）

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

範囲はちょっと分からないんですが、ベッドに縛りつけたりとか、認知症であったりとか、そういったことで、夜間の間、動いてしまうことで、逆に危険が伴うような場合については、そういった措置をやむを得ず行うことがあるかと思うんですが、そういったときに、身体的拘束を行う場合がありますので、そういった人のことを。できるだけしないこと、やってはならないですが、そういった危険を伴うような場合については記録を整備することを義務づけているという形になります。

決まったことっていうのは分からないんで、何とも言えないですが、おむつ交換の際に手を一時的にベッドにしばりつけるとか、そういう形もされているということは聞いてます。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第39号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第39号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第40号 瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

議第40号 瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

追加議案集の24ページ、追加議案資料の41ページをお願いします。

今回の改定は、議第37号の改正と同様の理由により、指定居宅介護支援等の事業に関し、市が定めるべき基準の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を行う場合の利用者数及びモニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用、管理者の常駐専任要件の緩和等を行うための所要の改正です。

介護サービスの計画書を作成する事業所が該当し、現在、市内には13の事業所があります。

それでは、追加議案資料の新旧対照表をお願いします。

第5条では、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員基準について、第2項では要支援者の居宅サービス計画を作成した場合、第3項ではケアプランデータ連携システムを活用し、一定基準を満たしている場合についての介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算定方法について見直しを図り、改めるものです。

42ページ、第6条第3項第2号は、「同一敷地内にある」を削除し、居宅介護支援事業所の管理者の常駐専任要件を緩和するものです。

43ページ、第7条第5項第2号及び46ページ、第34条第1項は、記録媒体の見直しにより改めるものです。

43ページから44ページにかけて、第16条第2号の2では、居宅介護支援のサービスの提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、利用者等に対し身体的拘束等を行ってはならないこととし、第2号の3において、緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行った場合には、その態様等について記録を整備することを義務づけています。

記録の整備については、45ページ、第32条第2項第3号において条文を加えています。

44ページ、第16条第15号は、テレビ電話等を活用したモニタリングを可能とする際の条件等を加えるものです。

45ページ、第25条第3項では、重要事項について、原則としてウェブサイトにも掲載し、公表することを義務づけるものです。

追加議案集の27ページをお願いします。

附則において、本条例の施行期日を令和6年4月1日として定めております。

ただし、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務化については、令和7年4月1日を施行日とします。

以上、議第40号の説明とさせています。よろしくをお願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第40号 瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第40号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第9号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままでも構いません。よろしくお願ひいたします。

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

議第9号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案資料の12ページをお願いします。

今回の改正は、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、「退職者医療制度」に係る規

定の廃止、「賦課限度額の引上げ」、「中・低所得者に係る保険料軽減判定所得基準額の見直し」を行うものです。

新旧対照表をお願いします。

「退職者医療制度」が廃止されることに伴い、本条例中の「退職被保険者」に関する規定を廃止し、併せて「退職被保険者を除く被保険者」を意味する「一般被保険者」の規定を改めます。改正内容が複数の条で重複しておりますので、まとめて説明いたします。

12ページから14ページの第11条の3、「一般被保険者」に係る規定を改め、「退職被保険者」に関する規定を削除します。

14ページから16ページ、第12条、第13条、第15条についても同様の改正を行います。

16ページ、中ほどの第15条の2から第15条の5の2までは、全て「退職被保険者等」にかかる予定であることから、削除いたします。

17ページから18ページ、第15条の6から第15条の6の6までについても、「退職被保険者等」に関する規定を削り、「一般被保険者」に係る規定を改めます。

19ページ、第15条の6の7から第15条の6の11までの規定は、全て「退職被保険者等」に係る規定であることから削除いたします。

19ページの最下段から20ページにかけて、第15条の6の12の改正は、「後期高齢者支援金等賦課限度額」を「22万円」から「24万円」に改めるものです。併せて、一般被保険者と退職被保険者等に係る規定を削ります。

第15条の7の改正は、法改正による条ずれ等によるものです。

20ページ下段から22ページ最上段、第18条は、退職被保険者等に関する引用規定を削除する改正です。

第20条第1項第2号は、国民健康保険料の「5割軽減の判定所得基準額」の改正です。基準額の算定根拠の一つである「被保険者数に乗ずる金額」を「29万円」から「29万5,000円」に改正するものです。

同項第3号は、「2割軽減の判定所得基準額」の改正で、基準額の算定根拠の一つである「国保の被保険者数に乗ずる金額」を「53万5,000円」から「54万5,000円」に改正するものです。

23ページ、第3項の「22万円」を「24万円」に改めるものは、読み替え規定の改正を行うものです。併せて、同項及び第4項中、「退職被保険者等」に関する運用規定を削除します。

第20条の3、「未就学児の被保険者均等割額の減額」は、「退職被保険者等」に関する引用規定を削除するものです。

24ページ、第20条の4「出産被保険者の保険料の減額」、第3項中、「22万円」を「24万円」とするものは、読み替え規定の改正です。同条中、その他の改正は、「退職被保険者等」に関する引用規定を削除するものです。

議案集の14ページをお願いします。

附則の第1項で、施行期日を令和6年4月1日とし、第2項では、経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第9号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第9号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に執行部の入替えを行ってください。

休憩時間は、10時50分までといたします。よろしくお願いいたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 再開

○委員長（柴田幸一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第14号 瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いません。

スポーツ文化課長 水野義康君。

○スポーツ文化課長（水野義康君）

それでは、議第14号 瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の21ページ、議案資料の34ページをお願いします。

議案資料で説明させていただきます。

制定趣旨は、樽の上野球場の夜間照明設備を撤去するため、当該施設の使用料に関する規定を廃止するものです。

ナイター照明設備につきましては、昭和46年の建設から50年以上が経過し、施設の老朽化が進んできております。また、現在ではナイター運営委員会も解散され、利用がない状況です。したがって、今後の安全性を考えて撤去することとしました。

このため、新旧対照表の右側、「旧」のほうになりますが、別表第2の（5）夜間照明設備の使用料の表の一番下、「樽の上野球場 1時間2,000円」の項目を削除いたします。

照明設備を設置しますが、昼間の利用は今までどおり可能ですし、夜間利用ということであれば、市民野球場の利用が引き続き可能となっております。

本条例の施行日は、令和6年4月1日でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

照明設備の撤去だけやけど、ポールそのものを全部抜いちゃって片付けるんですかね。

○委員長（柴田幸一郎君）

スポーツ文化課長 水野義康君。

○スポーツ文化課長（水野義康君）

照明設備は全部で6基あります。6基の上についている照明設備、電気の関係は全て撤去します。支柱につきましては、地中約50センチのところを切断しまして、上部のみ撤去するという形になります。

以上です。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかには。

1番 犬塚利彦君。

○1番（犬塚利彦君）

野球人口が少しずつ減少していますが、人気なスポーツです。小学生から高齢者まで楽しんでいます。コロナ前では、30団体以上が所属していました。この団体は社会人が中心となって夜間に樽の上野球場で練習や試合を行っています。しかし、選手のほうはナイター施設が撤去される理由を知らない人がいます。

樽の上野球場のナイター施設が撤去されると、市民野球場に代わります。樽の上野球場の使用料は、1時間当たり400円、照明使用料は1時間当たり2,000円です。市民野球場の使用料は、1時間当たり700円、照明使用料は1時間当たり3,300円です。通常の試合・練習で、通常3時間も使用します。樽の上野球場は7,200円、市民野球場は1万2,000円となります。

その差は4,800円で、1.7倍になります。大きな負担となります。

樽の上野球場は地域の皆さんに大変愛されている球場で、選手も草刈りを行ったり、一部の市議会議員も草刈りを行っています。なぜ利用者がいて愛されている樽の上野球場のナイター施設を改装せず、撤去するのか。

○委員長（柴田幸一郎君）

スポーツ文化課長 水野義康君。

○スポーツ文化課長（水野義康君）

ナイター照明設備は、建設から50年以上が経過して、施設の老朽化が進んでいます。6本ある支柱のうちの1本が、コンクリートがちょっと剥げ落ちまして、内部の鉄筋が露出し始めている、そういった状況です。

今後、費用をかけて改修するか、それとも、撤去するかっていうことを考えたときに、コロナが5類に移行した後に、現在、利用がないということ、それから、代替施設として市民野球場のナイター設備が利用できるということから、撤去の方針を固めたところであります。

このことは連合自治会、まちづくり推進協議会、瑞浪市軟式野球連盟、それから、瑞浪市体育協会にもその旨説明して、承諾を得ております。

以上でございます。

○1番（犬塚利彦君）

よろしいですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

どうぞ。1番 犬塚利彦君。

○1番（犬塚利彦君）

例年同様に施設が使えると思っている方もまだ見えると思いますが、また知ってても、なぜ使えないのか理解できない人も見えますが、こういった方に対してどのような周知徹底をされますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

スポーツ文化課長 水野義康君。

○スポーツ文化課長（水野義康君）

この撤去につきまして、議決をいただきましたら、ホームページ等で周知を図っていききたいとい

うふうに考えております。

お願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第14号 瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第14号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

○委員長（柴田幸一郎君）

ここで、執行部の皆さんは退席を願います。

ご苦労様でした。

委員の皆様は、引き続き審査議題がありますので、お願いいたします。

〔執行部 退席〕

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、今議会で承認を得るため、議長に提出したいと思っております。

なお、瑞浪市議会委員会条例の改正議案が3月定例会最終日に議会発議で上程、議決され、令和

6年4月1日に施行予定です。

このため、本継続審査申出書は令和6年4月1日に改正後の常任委員会に引き継ぎ、また、改正後の常任委員会が所管する事項を審査、調査することとします。

審査申出書の内容について、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段意見もないようですので、本件については、本定例会最終日に提出し、承認を得ることとします。

○委員長（柴田幸一郎君）

委員会活動について、議長より通達があります。

議長 成瀬徳夫君。

○議長（成瀬徳夫君）

委員会活動については、皆さん、今回は非常に前向きに取り組んでくれております。

その中で、私、議長としての諮問といたしまして、委員会活動については、閉会中の継続審査もとい、各委員会での調査を計画性を持って取り組んでいただいて、議会提案、要望などを積極的に取り入れるなどして、委員力アップ、議会力アップ、それを図ってもらうように検討してくださいということで出したいと思っておりますので、まだ案でございますけれども、その辺だけ皆さん、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

委員会にそれを通達し、そして、皆さんの了解を得るということですよね。

議会力、委員力のアップを図るということです。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、次に、この令和6年の総務民生文教委員会のテーマについて、皆さんと協議したいと思います。

皆さん、資料は行きましたでしょうか。

まず、テーマは「シビルプライドの醸成（地元愛を育むためには）」という、大きなタイトルにしたいと思っています。

瑞浪市は進学、就職を機会に都心で生活をする若者が多く、少子化、担い手不足、環境問題などの課題が多数存在することが地域計画の発表で明らかになりました。このような状況を打開するためには、地元愛を育む必要があることも、地域計画の発表で分かりました。

さて、令和4年、令和5年はどのような活動をしてきたのかをちょっとグラフ化、図式化してみました。

私たちが所管するところは、総務、厚生、文教、消防の4つの部に相当します。

令和4年度は、子どもサポート総合センターで、岐阜県は2,200件以上の児童虐待があると、そのサポートセンターを見学しに行きました。また、子ども・子育て世代包括支援センターについて勉強しました。

文教としては、今後の生徒数、複数学級についてを勉強しました。そして、市民公園内の3館統合のことについてを調査しました。

しかし、この3館統合は、今回は令和6年から総務厚生学教委員会の管轄ではないので、バツというふうにちょっとさせていただいております。

令和5年については、厚生の5つの無料、保険料、給食費、医療費などの5つの無料の勉強を、加西市とかでやってきたと思います。また、丹波竜化石工房を使って、化石を使った市の発展方法についても令和5年は勉強されています。

そして、複数学級というものを令和4年にテーマにしたので、複数学年・複数担任制というもので、先生の働き方改革に対するものを勉強してきました。

総務と消防については、令和4年、令和5年は勉強をしておりませんでした。

そこで、令和6年についても、こんなような問題があるのではないかと私は思っております。

まず、厚生については、子育て支援についても連続的に勉強していきたいと思っておりますし、複式学級についても同じです。

また、消防については、消防団員数が非常に少ないということも問題であると思っております。

そこで、地元愛を育むという観点から、この3つのことについて提案したいと思っております。

次のページになるんですが、それを読みます。

地域が一丸となって子育てを支援することはできないだろうか。地域が育てた子どもには、地元愛が育まれると私は考えています。

2つ目になります。地元を愛するために、名所、歴史、風土などを学ぶ時間がある。これをふるさと学習という時間で使われています。博物館や企業、議会に訪問しているようで、ある地域の議会では、主権者教育の一環としているらしいです。

3つ目です。少人数学級のデメリットに、切磋琢磨が弱いというものがあります。具体的には、グループ学習に取り組みにくいとか、集団的な学校行事に制限がある。つまり、運動会などには制限があるらしいです。などと言われ、児童たちは本当に不便なんだろうか。楽しくない学級なんだろうかなど、令和7年から陶、日吉、釜戸小学校で複式学級が始まります。今の子どもたちの様子を視察することも必要だと考えております。

4つ目になります。消防団員の拡充が全国的に課題となっています。報酬、定数変更などの対策も行っていますが、充足率は今は悪化しています。地元愛に何らかの関係があるのではないかと私は考えています。

というふうで、今回、令和6年度のテーマは、地元愛を育むために「シビルプライドの醸成」というテーマを基にして、様々な問題を、観点から勉強していきたいなと思っております。

皆様のご意見をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

「シビルプライド」っていう言葉は初めて聞いたんですけど、「シビック」ではないんですか。「シビックプライド」では。

○委員長（柴田幸一郎君）

すみません。シビックやね。シビックです。間違えました。

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

僕は委員会のなすべきことをちょっと履き違えとる感があるのは、研修する、学ぶっていうだけの場を作る、お聞きする、話をするということではなくて、例えば、いつも僕が思うことは、やっぱりチェックするところは予算の部分になるわけやけども、事業を起こすということを提案するか。そうではなくて、例えば、複式学級になったときには、それによる予算措置が、本当に子どもたちに、あなたの言う地元愛を育むための授業があるのかどうかというチェックとか、そういうことは、学んで見てみて、「おお、そうか、そうか」というのが委員会の役目の捉え方の、その先が、やっぱり誘導するではなくて、考えましようというのが委員会の役割だとすると、その先のところをやらないと。

見に行くことは事務局が企画したってできるわけよ。「ここ行きましょう、学校行きましょう、どこどこへ見に行きましょう」って、こういうやつはね。そうやなくて、見ることによって、何を、誘導するわけではなくてよ。地元愛を感じるために決して見に行くわけでもないの。

そうすると、やっぱりその先に、本当に適正に教育が行われとるかとか、不都合はないかとか、この複式学級を変える、事業内容にそごがないかとか、そういうことのチェックをしたときに、その後検討して、教育委員会に来てもらって、やっぱり指摘するなり、提言するなりとかいう場を設けるとかいう形が具体化すると思う。学ぶこと、研修して知識を増やすという先のところをある程度想定しないと、皆さん、要はいい勉強になったやらってのが、僕は委員会の役割ではないと思うわけよ。そこまでであれば。

だから、願うところであれば、そういう提案だと。こういうことをさせましょう、しましょうという意見ではなくて、これが一番の課題であるということだけ言われれば、その先のことは、また委員会で、それが委員会の役割やないやろかしらんていう。委員会活動というものであるとすれば、そこが大事やと僕は思うんやけど。

○4番（柴田増三君）

委員長、いい。

○委員長（柴田幸一郎君）

それじゃあ、まず、4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

たまたま今、この前も複式の話もしたもんだけど、この次の複式のやり方、今までやと5、6年

生全部、1年生から集めて、一つの中でやられてるというパターンというのがいつも、大湫なんかでやったときもそういう想定をしとるんやけど。

今どこやったかしらんけど、市内の学校はそういう複式でやらんなん部分のところ、学年別複式。要はこのタブレット何かが今、支給されとるわけやね。そこで、1年生なら1年生ばかりをその学校の同時学習をやるような仕組みをやっとるところがあると思います。

それで、例えば、1人の先生がその複式の中で1年生から6年生までを集めちゃって、いろんな指導をしていくというパターンより、1年生は1年生で学ぶべき部分を、瑞浪市全部の中で、学校がそういう状況になつとるところを、一つの学年ごとの複式をやっとるみたいなのところがあつて、そういうのも何か今後、例えば今の考えることなら、そういうことも考える必要があるのかなという。複式の。そんなこともちょっと思ったんやけど。

○3番（熊谷隆男君）

今、具体的にも出よるけど、例えば、複式のことを言ってくれたのは委員長の提案であるので、複式を学んだら今の柴田増三委員のような意見もあるし、また違う意見もある。それ1回は議論をするなり、確認をすると。またこれでやったら、柴田増三委員が一般質問でそれを取り上げて発言をされるというのは、個人の意見やから、そういうのに結びついてくと、そのときに総務民生文教委員会でこういうことを検討しとって、あれで、僕はこれを思うということにつながれば、全てはこの委員会の中で答えを出して、議員を触発させるようなことを与えれば、僕はいいと思うんやな。委員会の役割としては。

それで、言われることに何ら文句はないんやけど、研修だけ入れても、やっぱりその先、今言われたようなことの議論をするなり、執行部に問う機会があつたりとか、専門家の人の意見を聞くとか、当事者の学校の先生に来てもらって話してもらおうとか、そういう中で、自分はこうあるべきやなど、こう思われるやないかということは、それぞれに導き出して。

どれが正解か分からへんし。そやから、そういうことの活動を促進することを委員長のほうで言われとることにのっとして進めてもらえれば僕はいいと思うんやけど。

○6番（小木曾光佐子君）

いいですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

「地元愛を育むために」っていうふうに書いてありますけど、これは各地区で、青少年育成もあれば、コミュニティ・スクールも行われていますし、中学校も今年、今度から始まるということで、その地区によって学習内容も違いますし、それを委員会としてやるっていうところは、ちょっと道が違うんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

関連でもあるんですけども、それこそ地域が、地域経済の委員会のほうにシティプロモーションだとか、生涯学習、スポーツ文化の件が入りますよね。だから、ここで言われてる風土・歴史とか、そういったことは向こうの所管になってしまうので、こちらができることっていうのは、逆にそこは向こうの委員会に任せるべきであるかなというふうに思います。

ほかの議会でそうやってやられてるところもあると思うので、そういうところを見に行く分には悪くはないと思うんですけども、あと、消防団のところは一番気になったかなと思って。地元愛がないから消防団に入っていないみたいなの、逆に取れちゃうかなと思うんで、この書きぶりはちょっと問題はどうかと。

なんかそれぞれの都合があって入れない。地元のことは好きだけでも、そこには参加できないということがあろうと思うので、ちょっとこれだと地元愛が弱いから入っていないんじゃないかみたいな見方にならないかというのがあります。

○委員長（柴田幸一郎君）

ありがとうございます。

今度の5月1日号の議会ちゃんねるに、各委員会のテーマを載せましょうよと。それで、そのテーマについては、5月1日号なので、3月末までには決めなアカンというような状態なんです。

「子育て支援を頑張ります」みたいな書き方をするよりは、抽象的、大きな範囲で書いたほうがいいだろうと私は思っています。

そのきっかけを作ったのが、地域計画の発表やったので、その地域計画ではやっぱり地元愛を育むことを非常に訴えられていたので、それを参考にしてこのテーマを作らせていただいております。

皆さんもきっと何らかのテーマについて、考えがあるならば、これじゃなくてこういうふうがいよというふうならば、むしろ私に教えていただきたいなと思っています。

○6番（小木曾光佐子君）

違うでしょう。

○5番（樋田翔太君）

違う。

○3番（熊谷隆男君）

今のでそうやねと思うんやけど、これって広報の発行が、あれはいつになる。5月の。

○委員長（柴田幸一郎君）

1日。

○3番（熊谷隆男君）

5月1日。それで、そのときには、委員会名が変わるわけやわね。今の3月中っていうのは、総務民生文教委員会の中で、厳密にいうと、スポーツ文化課も総務民生文教委員会の中でやると。

抱負は、4月以降の委員会の部門のことで出せということなわけやね。

○委員長（柴田幸一郎君）

そうですね。

○3番（熊谷隆男君）

そうすると、今の、例えば、予算決算。これ予算が出てくるわけやけども、それについては今の現状のところ担当してやるわけやら。

そうすると、やっぱりそれ、具体的なことではなくて、僕は「シビックプライドの醸成」っていうので言えば、この委員会だけに限らず、全てを対象とすることになってしまうので、もうちょっと新しく変わる、ここが変わるところのあれで、過去にやったことをも一つは精査せんなんけども、ここも変わってくるので、それにのっかってもう一遍、この何ていうか、考えるといいのではないかなと僕は思ったりもするけども。

これ時も選ぶし、あれであるので、大まかで言えば、担当のこの各所管するところが新しくなりましたの紹介と、僕が必要だと思うのは。

何を言わんかという、広報でも流すんやろうけども、議会でも所管する担当が今度は変わってくるわけやわな。抜けるところやどうやこうやっていうことであると。そうすると、新たに増える部分もあるかも分からん。それっていうものを、やっぱり市民の皆さんに訴えることを目的にそれを出せということであるとすれば、これは今後の活動のプランの話なのか、広報に流すのでどうやって書くかっていうことから来とるのかっていうところが。

○委員長（柴田幸一郎君）

活動のテーマやもんで、それが広報に出ますというだけのことなんです。です。

○3番（熊谷隆男君）

その広報に出すのに活動のテーマを、この次のときでも委員会報告は何カ月も毎月、毎回あるわけやから、議会ごとに。これはあれやけど、僕はまずは何を担当して、どういうことを所管するんですよということの周知をすることが大事やないかしらんと。広報はね。で、今からやるプランは、今日はこのプランの話やと思っただんで、広報自体はそういうことと言うと、また違う、市民向けの広報をしなきゃいかんと僕は思うわけよ。特に一番大事やと思うわけね。5月1日にですか。出るやるは新しい所管になるわけやから、そのことを把握してもらってっていうことの広報であるほうがいいのではないかなと、僕は内心想うわけよ。

プランはその後にどんどん、随時枠をもらえれば、今、ここに広報広聴委員長が見えるけども、委員会報告の中でも書く箇所がいただければ、そこで出せばいいのではないかなということを感じる。

○委員長（柴田幸一郎君）

広報広聴委員長からちょっと一言いただきたいと思います。

○副議長（奥村一仁君）

すみません、発言の許可をいただいたので、ちょっと一言。

組織の変更と所管の変更については、12月1日号でしたか。前月号に全部入れたので、一応それで一旦済んでると思ってます。

テーマを例えば、これ会派会議でも話しましたが、今回5月1日号を逃すと、次は8月1日号になってしまうので、そうするともう1年の半分が終わった状態で今年のテーマが出てきても、この段階でかってなってしまう市民の方がみえるかもしれないので。

できれば5月1日号でっていうことを考えましたが、当然、ここでどういった活動をしていくかっていうことが一番大事ですので、テーマをとにかく載せろっていうことは言わないので、ここでしっかり議論していただいて、決めていただいて、理想は5月1日ですけど、ここで意見がいろいろ出たら、別に8月1日でも問題ないかというふうに思っています。

ありがとうございます。

○委員長（柴田幸一郎君）

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

委員長の気持ちは分かるんですけど、やっぱり「地元愛を育む」とかって、大まかな、ほわんとした形だと、この委員会が何をすべきかっていうことが見えてこない。

私は新しく、こども家庭支援室ができるわけで、そういったところがどういう活動をこれからしていけばいいのかとかいうところを。

○委員長（柴田幸一郎君）

そういうふうなテーマで。そういうふうに。

○6番（小木曾光佐子君）

そういうふうなことをうたってもらったほうが、さっきの複式のことでもそうですし、そういうことをうたってもらったほうが委員会としての活動はしやすいかなと思います。

○委員長（柴田幸一郎君）

ありがとうございます。具体的な例を出してもらって、ありがとうございます。

今、この、うまく言葉にできないんですけど、子育て支援というものは、今の家庭学習のやつ、家庭のやつに入るといいますし、それから、文教のほうでは、やっぱり複式学級というものも大切な勉強の、これから課題になってくるものだと思っております。

この2つに着目したテーマを、すみませんがもうちょっとだけ絞らせてください。

皆様には申し訳ないんですが、また近々集まっていただいて、私の案をまたここで発表させていただきたいと思っています。

また、皆さんがいいなと思うものがあったら、私のほうにご連絡していただければありがたいなと思っています。

○3番（熊谷隆男君）

はい。

○委員長（柴田幸一郎君）

はい、どうぞ。3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

委員長が案を作って、それに賛成かどうかを問う委員会ではおかしいもので、やっぱり皆さんの意見を集約して委員会案を出してもらわないと、これを出すのが、こういうふうでどうでしょう、オーケーというのでは議論にならないので、皆さんの思うところを言ったやつを、もう俯瞰した目で見てもらって、どなたの意見をも、採用、不採用になるかどうかは分らんけども、まとめてもらうっていうのが委員長としての役割のような気がするんやけど。

そやから、今、小木曾委員が子育てのことを言う。ところが、今日の議案で言えば、介護のことがいっぱい出たやないかという話やね。高齢者の福祉はどうなんやっていうこともあるわけ。

学校も複式も言うかもしれんけども、その先に見えとるのは、学校が統合されへんかということがあるわけ。それで、これはもっと言うと、地域がどうなるかということにもなるわけやね。小学校の統合ということっていうのは、先にあるのが、視野があるのかどうかと。

複式が進んだら、日吉は明世のほうへ行かないかんようになるのか、陶は稲津のほうへ行かないかんようになるのか、そこを見据えた検討が、もうちょっと大きく複式は止められないので、学校の先生のほうが決められるんやから、嫌よって言ったってなかなか難しい話になっちゃうのでっていうこと言うと、それに対しての意見を言う場がないとおかしいやな。

それよりは、この先を見据えた学校全体のちょっと大きいテーマにしてもらったほうが、いろんなことが言えると思うわけ。学校のあり方というもので。このままでいいかとか。

今の複式で良いか悪いかとかいう、ちょっと小さいような気がするんやけど。

○2番（成瀬徳夫君）

委員長。

○委員長（柴田幸一郎君）

2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

委員としてちょっと言わせてもらうけど、先ほど、小木曾委員が言いましたことも家庭庁の関係で、こういう施策をやっていきたいっていう行政の話がたくさん出てくると思うんですよ。そうすると、今度そのことも家庭庁の関係の子ども・子育て支援っていうのは、もう学校の教育まで全部含めてだと思っんですよ。

だから、そういう大きなくくりの中で、やはり進んでいったほうがいいような気がするんだけど。

○委員長（柴田幸一郎君）

大きなくくりの中で。

○2番（成瀬徳夫君）

うん。

○4番（柴田増三君）

言葉で、みんなから出てきたものを参考にして。

○委員長（柴田幸一郎君）

まとめてみる。

○2番（成瀬徳夫君）

くくりの中で、その中でこれやっていこうっていう話でいったほうがいいのかなということです。中から、これは今回やったよという形で、最終点を見つけなきゃいかんのよ。終着点っていうのがないとあかんよね。やっぱり一生懸命こうやって研究した、研究したで駄目なんで、その終着点を作ってもらいたいのが私自身の考え方なんだけど。

○委員長（柴田幸一郎君）

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

学校教育と絡めて考えるのであれば、僕は選挙管理委員会や監査委員、公平委員会がこちらの所管でありますので、主権者に主権者教育っていうところがいいかなと思ってるんですよ。

そうすると、議会がどういう仕組みで動いて、こうすると市民の意見が反映できるよみたいなことが分かれば、市とか議会のほうに興味を持ってもらって、その人たちが投票行動だとか、次の議員のなり手不足ではないですけども、そういった意見を市のほうにちゃんと言っていける仕組みを作っていくというのが大事かと思ってるので、そこに触れれば、学校のカリキュラムの中に入るかどうかはちょっと、無理だというのは聞いておるんですけど、議会としてこういうことができるよ、地域の声をこうやって吸い上げるよっていうことをそこで表明していくといいのかなと思つてます。

○3番（熊谷隆男君）

ちょっと関連で、いい。

俺も、言わなんだけど、投票率について今度、一般質問をやるわけよ。この間、参議院の予算委員会を見とったわけ。そしたら、議員から質問が出たのが、今の主権者教育で、要はそれをやらないと投票というか、選挙に関心が出ないと。投票行動、政治に対する関心がどんどん薄まっていくと。

それを自民党の先生が質問しよったんやけど、今度それを重視するっていうのが答弁なわけよ。この選挙に関心を持たせる。主権者教育が、国は言うわけよね。主権者教育をやって。これってね、子どもにやって、投票の話をしよるのに、効果が出るのに何年かかるかっていう話よ。

そやけども、今、樋田委員が言ったみたいに、主権者教育を行う、加藤元議長のときからあれっというので、全国議長会からも来とる話のところで、ある意味でそれが学校にも関わることでもあるけども、総務民生文教委員会の総のところの選挙にも関わる、政治関心に関わるわけやね。

そういうことで言うと、今のまたがるところが結構多いもんで、子どものことを成瀬委員が言われたあれのようなことでも、教育のほうにも関わるところがあるもんで、そういうくくりになるわけやから、やっぱり子どもたちのっていうような大まかな育成についての。

僕、今、勝手に思いつくことで、アバウトなことでは、その中の下の項目では、主権者教育であったりとか、それから、いろんなところが出てくるわけね。学校のあり方についてとか。そこにスポットを当てて今年はやるのか。年寄りも生活していくのが大変やぞっていうのもあるかも分

からん。

それで、それはみんなからの意見をやって、委員長の提案の下にやろうと。そういうぐらいのくくりでどうやろうと僕は思うわけよ。全体を包む話で言うと、そういうことやないかなと思う。

○6番（小木曾光佐子君）

それぞれから提案をもらったらどうですか。

○4番（柴田増三君）

いや、今日出せっていうわけにいかんもんで。

○3番（熊谷隆男君）

意見を聞かれるとあれやもんで、それ委員長がちょっとまとめてもらって。

○委員長（柴田幸一郎君）

今、たくさん意見をいただいておりますけども、まだきつと1週間たったら、また新たなご意見もいただけると思っておりますよ。

○委員長（柴田幸一郎君）

今日はある意味、初めてバーンと聞いてしまったもんで。

○3番（熊谷隆男君）

聞いてしまった。

○委員長（柴田幸一郎君）

言ったもんで、そうかもしれませんが、大抵、時間がたてばまた次の意見があるかなと思っております。

テーマははっきり言って、一年間ずっとそれに向かって皆さんと勉強していきたいというものになりますので、皆さんと一緒にまた決めていきたいと思っております。

○3番（熊谷隆男君）

ただね、言いたいんだけどさ、そうすると、おざなりになる部分を作っちゃいかんので。何が起きるか分からんし。やっぱり平均的な、主たるものはそれであるけども、ほかのものもやらないと。

○委員長（柴田幸一郎君）

うん。それは言える。

○3番（熊谷隆男君）

そこがまあ、委員長が指導していただければありがたいかなと。

○2番（成瀬徳夫君）

委員長。

○委員長（柴田幸一郎君）

2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

これはまあ、これでいいと思うんだけど、最終的にはこの閉会中の継続審査っていうのは、これ議会運営委員会に出さないかんので、これでいいかっていう確認をしてください。

○4番（柴田増三君）

これはやることが決まっとるもんで。

○2番（成瀬徳夫君）

閉会中のあれは書けないのね、今回。だから、こういう書き方にしたと思うんですよ、委員長は。

○委員長（柴田幸一郎君）

これ諮るの。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

諮らないほうがいいです。

○3番（熊谷隆男君）

併せてやるっていうことや。細かく書いたって読めへんで。

○2番（成瀬徳夫君）

私もそう思ってるから。なので、一くくりになっちゃうので。

○5番（樋田翔太君）

新しいものになっちゃうので。

○4番（柴田増三君）

だから、継続するようなもので、その後のやつからなら出すもんで。

○6番（小木曾光佐子君）

4月しか出せんっていうことやの。

○2番（成瀬徳夫君）

今は箇条書きのほうは。委員長、箇条書きのほうは出さないっていうことやもんで、今は。4月1日で変わってきちゃうんで。

○委員長（柴田幸一郎君）

今までは1個1個変えてあったんです。1個1個変えてあったんですけど、これはうちで3月末の定例会に出すんですけど、4月1日から変わってしまうので、そこの委員会条例の中に所管する事項っていうのが必ずあるんです。それを全く写しとったんやけども、今度変わるので、所管する事項っていう名前だけにして、中身は変わったもの。4月1日から・・・。

○3番（熊谷隆男君）

そんな細かいこと書かんでもさ、所管する事項とは書いてあるもんで、所管する事項を、継続審査中にやれるっていうことだけ書いたらいいんじゃないの。

○委員長（柴田幸一郎君）

そうやって書いたつもりです。はい。そうやって書いたつもりです。

○6番（小木曾光佐子君）

来年の常任委員会に引き継ぐ方向でいいんじゃないの。

○委員長（柴田幸一郎君）

そういうふうにかかせていただきました。

○2番（成瀬徳夫君）

委員長、それをこうやって言ってくれないと、議会運営委員会へ出せないですよ。

○委員長（柴田幸一郎君）

あっ、議会運営委員会がある。

とりあえずこれは、皆さんではこういうふうに出したいというふうに思っていて。

○6番（小木曾光佐子君）

これはまあ、いいよ。案を取ればいいでしょ。

○委員長（柴田幸一郎君）

これは議長に提出して、議長が承認を得る。議会にかける。

○6番（小木曾光佐子君）

委員会でこれでオーケーなら。

○委員長（柴田幸一郎君）

先ほど委員会でオーケーをいただいたので、それを議長に提出する。

議長が議会で諮る。3月末ね。

○6番（小木曾光佐子君）

広報広聴委員会とごっちゃにならんほうがいいよ。委員会なんだから。

委員長、どうしますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

幾つか、ちょっとだけ私にしゃべらせてくださいね。

まず1つ目に、このテーマのことについてお話しさせていただきます。子育てに関することや、それから、学校などの教育に関すること、ある程度、テーマについては、もう幅広いって言えば幅広いんですけど、ある意味、この主権者教育っていうような感じのものを使って、テーマをさせてもらいたい。

その中に分類してるところには、学校の統合もあれば、それから、それぞれの学校方法もあれば、複式学校の方法もあれば、ある意味、子育てに関しても、主権者教育の中にも入ってくるかもしれない。

○3番（熊谷隆男君）

ちょっと違う。

○委員長（柴田幸一郎君）

ちょっと違う。

○6番（小木曾光佐子君）

それはちょっと違う。

○2番（成瀬徳夫君）

委員長。

○委員長（柴田幸一郎君）

はい、どうぞ。2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

主権者教育っていうのは、この委員会がやることじゃないんじゃないの。

○委員長（柴田幸一郎君）

この委員会でやってもいいんじゃないか。

○2番（成瀬徳夫君）

やることじゃないんじゃないの。

○委員長（柴田幸一郎君）

そうかなあ。

○2番（成瀬徳夫君）

主権者教育っていうのは、議会でやろうとしたら、やはり広報広聴委員会で、議会ってこういうことなんだよっていうことをやっていくのが主権者教育であって。うん。

○委員長（柴田幸一郎君）

それじゃあ、もう、私としては、ある意味、大きな捉え方をするならば、子どものためにとって言ったら子どものためにだよな。

○6番（小木曾光佐子君）

広報広聴委員会でやらなきゃいかんことと、委員会でやらなきゃいかんことが今、ごっちゃになってる感じがするので、しっかり分けたほうが。

主権者教育はもちろんやってもいいし、それこそさっきの高齢者だってね、私たちこれから負担が重いわけ。

○3番（熊谷隆男君）

自分が高齢者になる。

○6番（小木曾光佐子君）

っていうこともあるし、子育て、今の主権者、高齢者というような分類分けで、この委員会でやっていけばいいですか。そこの中の内容については、また皆さんから意見をもらえば。

○4番（柴田増三君）

5月に出すまでに、もう一度。

○3番（熊谷隆男君）

広報広聴委員会のためにこちらがやらなんっていうやつが、どうも気に入らんわけよ。

○副議長（奥村一仁君）

先ほど、言ったようにできれば5月で、8月でもいいんで、そこはこだわってないです。できれば5月が市民の皆さんのためにはいいと思います。

さっきの主権者教育について、広報広聴委員会とこの委員会でやるのが違うというんですけど、この前の前議長の引継ぎの中で、主権者教育の準備、調整について検討するという事で引き継がれてました。

成瀬議長からは、準備、調整について、広報広聴委員会の中で一年間をかけてどうやってやるかどうか、対象であるか、何をやるかということを経験するという経験を言われてます。

この総務民生文教委員会でやることというのは、これは僕が言うことじゃないですけども、これは今年、主権者教育をどうするかというのを、例えば、小学校を対象にやってもいいと思いますし、その辺はしっかり分けて考えてますので、大丈夫だと思います。

○3番（熊谷隆男君）

今の話やと、議会が主権者教育をするようなことのようなイメージで聞いたんやけど、僕は違っとして、学校が教育の中で主権者教育を主にやりなさいと。これを促進するためには、主権者教育とは何かと。議会との関わりで主権者、議会のことについてを理解してもらおうという部分ではあるけども、むしろ委員会のほうで言えば、教育の立場で、主権者教育がしっかり行われてるかどうかというチェックは、俺はしなきゃいけないと思うんだよね。

学校にも課されとるわけやから、それが。議会に課されとるわけやないのに、主権者教育をやれということでは。それに協力せよと。議会のその主権者教育の中に置ける、議会は何の役割を果たすかということだけのことで、主なところは、教育の中での主権者教育を学校でやるということやと僕は思うわけよ。

そやから、これを言ってやれることは、広報広聴委員会でやるのか、ここでもしれん。こちらは主権者教育というのがどういうものかチェックしなきゃいけないのではないね。どういうことをやるのか。

○副議長（奥村一仁君）

皆さん、全国市町村議会から文部科学省宛てに出された通知を皆さん見られたと思うんですけど、そこにあったのが、議会として主権者教育に携わるみたいなことが書いてありました。なので、通知に基づいて加藤前議長が引継ぎを出されてますので、議会として主権者教育についてどうやって取り組むかということを経験広聴委員会で一年間かけて考えるということでもあります。

○3番（熊谷隆男君）

奥村副議長の言うことはよく分かるんやけども、議会が主権者教育について携わるということやと、主権者教育っていうのはまず何者やと。何をもち主権者教育やと。国民の権利がありますよと。政治に関してもね。その主権者であるよということ子どもたちに教えるということやと、政治にすると、その中で議会の果たす役割はこういうことやよということを伝えなさいよっていうことだと思ふわけよ。

そやから、主権者教育全体を議会が取り仕切るわけじゃなくて、その中の一部、議会の果たすべきところだけしかないと僕は思うわけよ。

それで、まずは今の話でいったら、主権者教育っていうものはどういうものであるかとか、これに対して、多治見なんかは学校へ手を挙げた人みんなで行っというようにやると。一環としてやりよると僕は思うわけやけど、そういうことをまず学ぶということであれば、そこからいかんと、みんな描いとるものが違っというよりは始まらんと思ふわけ。

そうすると今出た主権者教育ということで言えば、学ぶほうは委員会であるかも分かんけども、学んで活動として位置づけていく。それで、これは1回、広報広聴委員会でやれば良いというものではなくて、もうずっと主権者教育は続けなきゃいけないということになると、委員会活動の中で埋め込んで、毎年、何月には今の総務民生文教委員会のあれのやつが主権者教育の一環としてやりますよということをやったとて、いいと思うわけやね。

広報広聴委員会はその年の、そのときの形で、広報すべきものをしていくということで、それをもうずっと一生やるっていうことってないわけやから、委員会のほうが活動としては扱いやすいんじゃないかなと。

その中で、そのピックアップの中で議会広報広聴委員会は記事にしたり、広報したり、それから市民との接点を結びつけてくれるっていう形にしていくと明確になっていくんじゃないかなということと思うわけやけど。

その点についても、まあ、委員長の活動を妨げてはいかんで、どちらの副議長、委員長のほうで、やっぱりその辺、整合性を図ってもらおうということと、これ、総務民生文教委員会やもんでそれが出てくるけども、今度やっぱり経済建設委員会のほうも広報広聴委員会の立場から言えばあるわけやから、広くそちらのほうも持つべき課題を、特に細かく、瑞浪市独自の事業というのが結構かかるところが経済建設委員会にあるわけやから、その辺のところは広報広聴委員会でやってみようということも大事かなということと思うわけです。

○6番（小木曾光佐子君）

いいですか。今の主権者教育についてですけど、その主権者教育って、今言ってる、やっぱり学校が教えるべきもので、議会がなぜ関わらなきゃいけないかという、その主権者教育をきちんと伝えることで、議会が何をやってるかってことを知る機会であったり、投票に行くんだっていうことを子どもたちに知らしめるためには、議会が関わったほうが良いという、それだけの話になるので、主権者教育そのものを学んでどうのこうのとかではないと思うんで。

さっきも言ったように、本当に委員会と広報広聴委員会がごっちゃになってる感じが、どうしても今、否めないの、ちょっと頭を一回整理して、すっきりしてから、皆さんにご意見をいただいてやったほうが良いと思います。

○2番（成瀬徳夫君）

いいですか、ちょっと。私、一般質問で主権者教育をやったんですよ。そのときに、教育長は、「公民でやってます」って言ったんですよ。公民でやってますって。公民でやったって、全然それこそ今の子どもたち、子どもの親たちは、全然、議会に興味がないということなんやね。

だから、私は議会に興味を持ってほしいんで、何とか主権者教育をと思ってやってほしいよということを言ったんだけど、教育委員会としては「公民でやってますから」ってはっきり言い切っちゃったんだけども。

だけど、議会としてはやはり、議会を分かってもらいたい、議会は何をやっとるんだと言われたくない。これを何とかしたいというのが主権者教育やと思うんですよ。だから、それを分かっても

らうために、主権者教育をやっていきたいというのは私の頭の中だし、多分、前の議長もそうだと思うんですけども、結局は議会をもっと理解してほしいということをやってきたいということなんで。

だから、総務民生文教委員会でやるんやったら、学校へ行って主権者教育は何をやっとるのということ、こういうことを調べるのは今回のこの委員会の仕事じゃないのかと私自身は思ったんで、だから、さっき違うんじゃないのって言ったのはそこなんですよ。

○3番（熊谷隆男君）

テーマがたくさんになると思うので、足かせでいろいろ、拙速ないろんな思いつきな意見が出るわけやけどさ、7月でも、8月か。

○委員長（柴田幸一郎君）

次は8月ですね。

○3番（熊谷隆男君）

あれでもいいというのなら、それでいいんじゃない。

○2番（成瀬徳夫君）

8月でも、私はいいと思う。8月でもね。

○3番（熊谷隆男君）

討論を重ねた上で。

○2番（成瀬徳夫君）

こういうことを今やっていますよということを出せばいい話なんで。

○6番（小木曾光佐子君）

広報も大事ですけど、委員会としてどうするかということを決めないと、視察先も決まってこないわけで。

○2番（成瀬徳夫君）

それは3日でやればいい話なんで。

○6番（小木曾光佐子君）

それをどういうところを目的にして視察をしたいかっていうのは、やっぱりテーマが決まらないとできないと思うんで。

○3番（熊谷隆男君）

それこそ、一生懸命、主権者教育をやっとるところあるかもしれんよ。そういうことで言えば。

○委員長（柴田幸一郎君）

ちょっとまとめさせていただきますね。一年間で取り組みたい委員会のテーマをこれから決めたい。そやけど、これについては、ある意味、大きなテーマにして、例えば、教育について、厚生について、総務についてなど、広い範囲でできるようなテーマにしよう。

主権者教育っていう名前を1個だけ使っちゃった場合、大分小さくなっちゃうので、幅広いテーマの形にしよう。しかし、それが今度の5月1日号には、別にそこにギュッと合わせるのではな

くて、皆さんと共に話し合いながら決めていきましょうと。

それが、例えば8月1日以降になっても構わないかというふうに分かりました。

これで、皆さんにはまた次回、いつあるか分かりませんが、近いうちにまた皆さんとこれをお話ししたいなと思っております。

そして、皆さん自身もいろんなご意見をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

それこそ広報のあれやけど、みんなこの3月議会は、予算は一年で一番大きいテーマなんやて。この一年間の予算を認めるか、認めないか。

決算は認定するかどうかやけど、予算は議決のことであるので、やっぱりそのところを、どう質問したの、これから始まるわけやけども、重点に市民の皆さんに知らせてあげて、僕の希望でいえば、というようなことをどういう形でやったら示せるのか。新しい予算がどうなるか。当初予算はめちゃくちゃ大きい予算額やないかということをもっと市民の方もあはずでもあるので、やっぱり議会としてはそこで、これ希望でここで言うことやないかもしれないですが。

関連して。すみません。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほか、ご意見がありましたら。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、また近いうちに皆さん、お呼びすると思います。

これで、令和6年第3回総務民生文教委員会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午前11時48分 閉会